

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1016010	健康保険法及び厚生年金保険法における育児休業による保険料免除の対象者の拡大	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)における「育児休業」による保険料免除は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日法律第76号)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年12月24日法律第110号)による「育児休業」でなければ対象とはならない。 「育児休業」の定義を雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)同様、「子を養育するために休業した場合」と読み替えるもの。	地方公務員の非常勤職員は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」のどちらの適用もないため、事業主の承認を受けて育児のために休業をしたとしても健康保険料、厚生年金保険料の免除を受けることはできない。 また、休業中も事業主と雇用関係があるため、休業期間、健康保険及び厚生年金の資格を喪失して、配偶者の被扶養者となることもできない。 保険料免除の対象とすることにより、育児のために休業する非常勤職員の経済的支援はもとより、これから妊娠しようとする非常勤職員に、安心して妊娠・出産・育児ができる環境を整えようとするもの。	豊中市は現在厳しい財政状況にあり、職員定数の適正化を図るとともに市民サービスを維持・向上させていくため、臨時職員や非常勤職員を活用するとともに、任期付短時間勤務職員制度を導入したところである。 現在約1500人の非常勤職員が職務に就いており、市政運営には非常勤職員は欠かせない存在となっている。 また、豊中市は大阪のベッタウンとしての役割を果たしており、配偶者の転勤によりやむを得ず離職した方や子育て中でフルタイム勤務が困難な方等の多様な就労ニーズも十分あると想定する。 今後も多様な雇用形態の職員を活用しながら、より一層、効率的・効果的な行政運営を目指していくためには、豊富な知識や経験と高い能力を持った非常勤職員の確保が必要であり、これら職員が妊娠や出産で就労を断念することなく、安心して妊娠・出産・育児のための休業をし、復職できる環境を整備したい。	大阪府	豊中市	総務省 厚生労働省
1017010	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。	1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言える。 2. 行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。 3. 他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に帰する。	京都府	個人	総務省
1023020	資産流動化法に基づく証券化に関する行政財産の処分許可要件の緩和	現行法では、地方自治体が管理・所有する行政財産の譲渡は無効とされているが、行政財産という一律の枠で譲渡を無効とするのではなく、利用形態の状況に応じて譲渡が可能となるようにする。	PFI法をはじめとして、公共施設の民間活用等が進められているが、証券化による不動産の蘇生事業も積極的に展開させていきたいと考えている。しかしながら、現行法上では、行政財産の譲渡が一律に認められていない。 そこで、特定目的会社への地方自治体の出資を前提に当該行政財産の利用形態に応じて譲渡を可能にし、公有財産の有効活用と不動産金融市場の拡張を図る。	現行法上では、公有財産が「行政財産」と「普通財産」に区別され、前者は譲渡が無効とされている。 行政財産の中には、行政目的を実現させながら、証券化を通じて一定の収益を上げることが期待できる不動産もあるが、証券化を行う際には不動産を特定目的会社に譲渡することになるため、規定が障害となって実現できない。利用形態による規制の見直しを行うことで、証券化による蘇生が可能になり、官民双方にとって魅力あるスキームを構築することができる。	愛知県	株式会社 都市経営戦略研究所	総務省
1029040	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	指定管理者制度において、指定管理者が、公の施設における目的外使用許可の一部を代行できることとする。	施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合について、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できることとする。これによって管理運営を一元化することができ、迅速な意思決定による住民サービスの向上と、行政コストの削減が図られる。	公の施設の目的内の使用許可は指定管理者に代行させているが、災害等緊急の場合は公用又は公共用に供する必要を生じるものであり、市の指示により許可を取り消させるなど、指定管理者の管理監督者である市が最終的な権限を留保すべきものと考えており、協定においてこれらのことを規定している。指定管理者に目的外の使用許可を代行させたとしても、公用又は公共用に供する必要が生じたときは、同様に、協定に基づき市の指示により指定管理者に使用許可の取消しを行わせるものである。 本提案の趣旨は全ての目的外使用許可を代行させるのではなく、短期で一時的なものを、その範囲と基準を明確に条例に規定した上で代行させることを予定している。現在、目的内外で、申請書の様式、受付システム、利用料金の収入先、意思決定ルート等、全てが複数パターンあり煩雑で高コストとなっている。住民サービスの向上とコスト削減のため、上記について検討されたい。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1029050	執行機関の条例による設置	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、執行機関を条例により設置することを可能とするものである。	多治見市では、市民の権利救済制度の一環として調査・勧告等を行う機関の設置を検討している。この機関については高い独立性が求められ、現在設置が認められている執行機関の附属機関として設置するには、権限・所掌範囲共に不十分であると考えている。この制度の実効性を担保するためには、独自の権限を持つ機関を設置する必要がある。昨今の社会情勢や不祥事等に鑑み、現行の制度では対処できない問題やニーズに対応していくため、地方自治の本旨に則り自治体の内部組織のあり方について自由度を拡大するため、条例による執行機関の設置を可能とするよう提案する。	第9次提案の際の再回答において、憲法第92条により地方公共団体の執行機関の設置は法律による必要があるとされたが、人事委員会及び公平委員会の設置については人口要件により選択的に条例に委ねられているところであるし、また、教育委員会・農業委員会の選択的設置に関しても議論がなされているところ。地方公共団体の執行機関の組織の形態等について、可能な限り地域の実情に応じて条例等により行うことができるよう検討されたい。	岐阜県	多治見市	総務省
1029060	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにmanifestoの頒布ができるとともに、manifesto作成を公営とする特区	公職選挙法第142条の2を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策などを記載したパンフレット又は書籍で、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ1種類を、選挙運動のために頒布することができるようにする。選挙の告示前にこれらを作成するために事務員を雇用した場合については、当該パンフレット又は書籍作成の業務に従事した各日について、その勤務に対して支払うべき報酬の額の合計額を公費とする。	選挙運動において、より具体的な政策を記載したパンフレット又は書籍の配布が可能となることにより、市民が市政に対する理解を深めることになり、課題となっている投票率の低下傾向に歯止めをかけることに繋がる。このためにも、パンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公営とすることにより、当該パンフレット又は書籍の作成に負担がかからないようにする。	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、その必要性も含めて各党各会派で十分に議論がなされる必要があるならば、貴省から各会派に対し、その必要性を検討する機会を設けるよう呼びかけを行っていただきたく、前回に引き続き提案するもの。	岐阜県	多治見市	総務省
1029070	県知事への各種届出義務を廃止する特区	市町村において、条例の制定改廃及び予算を都道府県知事に届け出ることが義務付けられているが、この届出義務を廃止する。	条例の制定・改廃及び予算に関する市町村の届出義務(地方自治法第158条、第219条、第233条、第252条の17の11)を廃止することにより、これらに関する事務の簡素化、効率化を図る。	現実的には、都道府県が広域にわたる事務や市町村の連絡調整に関する事務を適時適切に行うにあたっては、地方自治法(以下「法」という。)第245条の4の規定に基づく資料等の提出の請求を行い、条例及び予算だけでなくそれらに付随する関連する事項について調査を行うケースが一般的であり、届出義務の規定により提供された市町村の組織、予算・決算、条例といった基本的な事項を都道府県が有効に活用しているか、疑問である。もし、有効に活用されていないのであれば、それは実務上必要のない事務であるか、又は都道府県の事務処理上の問題であるため、まずこの届出義務に関する事務についての評価を行い、実務上不要であるならば、届出義務の規定を廃止し、法第245条の4の規定による資料請求の規定に一本化することが現実的ではなからうか。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1029080	条例の制定改廃に伴う予算議案の議員提出	議員(委員会を含む。)による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とする。	議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とすることにより、議員の条例提案権を強化し、議員により提案され、可決成立した条例の運用を担保するとともに、予算の不可分一体性を維持する。	地方自治法第222条の解釈においては、新たに予算を伴う条例案の議員提案にあたっては、執行機関と連絡のうえ、財源の見透しを得る必要があるとされているところ。 このため、このような条例については、議員の条例提案に対し、首長の関与が前提として想定されていると言える。 また、このような条例については、可決成立しても、首長が対応する予算議案を提出しない限り、実質的な運用が行われない可能性があり、更に、現に議決された予算に含まれない予算措置が必要となり、予算の不可分一体性を損なうこととなる。 そもそも、このような条例の議員提案にあたっては、予算措置についても、首長に転嫁することなく、政策立案の一環として、議員自ら提案することが望ましい。 このため、議員の条例提案権に対する首長の関与を排し、その運用の実質を担保するとともに、予算の不可分一体性の維持のための制度的な保証を求めるものである。	岐阜県	多治見市	総務省
1029090	特別多数決による議決事件を条例により追加する	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加することができることとする。	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加する。	地方自治法第116条においては、議会の表決は過半数議決を原則としつつ、別段の定めにおいて、特別多数決(2/3以上)とする議決事件を定めているところ。 自治体の自己決定・自己責任が求められており、議会が団体意思の決定を行うにあたり、何を以って議会の表決とするかについては、団体自治の観点からも、各団体において定めることが望ましい。 特別多数決とする議決事件を追加するにあたっては、議会における意思決定のルール及び議案の提案者(議員及び委員会並びに首長)と議会との関係が安定的である必要があり、また、機関意思としての議会の判断に委ねるべきではなく、団体意思として決定すべきであることから、議会規則ではなく、条例により定めることとする。 このため、特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加することができるよう求めるものである。	岐阜県	多治見市	総務省
1029100	議会の所掌に関する事務の議会における執行	議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とする。	議会においては、その所掌に関する事項についても自ら執行できず、具体的には、会議録の調製や議会広報の発行などについても、市長名で契約を締結しているところである。 議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とすることにより、専門的知見の活用等の取組みを制度的に担保するとともに、議会の所掌に関する事務について、責任の所在を明確にすることにより、議会の自主性・自律性を担保する。 具体的には、会議録の調製、議会広報、実費弁償等、議会の所掌に関する事務を議長において執行するものである。	議会と首長は、それぞれ独立の立場において相互に牽制しあうべきものであるが、議会については、執行権が付与されていないため、その所掌に関する事項についても、首長において執行されているところ。 会議録の調製や議会広報の発行などのほか、専門的知見の活用等、また、第28次地方制度調査会の答申にある「公聴会、参考人制度の活用」や「ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継」などについても、議会と首長の間の政治的な見解の相違等によって、その実施が拒まれる可能性がある。 これらの取組みを担保するためには、首長の関与について、政治的な対応や対立による解決に期待するのではなく、制度的な保証を行うことが必要である。 一方、議会の意思に基づく事務であっても、首長が執行することにより首長がその責任を問われる可能性があり、責任の所在が不明確となっており、明確化することが必要である。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1029110	議会への附属機関に相当する 機関の設置	一定の所掌の下に、議会の発意による事案も取扱い、議会の閉会中においても活動可能な機関を条例により設置することを可能とする。	議会における政策形成の充実及び市民参加の推進を図るため、一定の所掌の下に、議会の発意による事案も取扱い、議会の閉会中においても活動可能な機関を条例により設置する。 具体的には、特別職報酬等審議会等が考えられる。	議会への附属機関の設置は、第28次地方制度調査会で市議会議長会等から要望があったところ。また、同調査会の答申において「住民参加の取組が遅れているといった指摘」との言及もあったところ。 議会は、住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関であり、多様な意思や見解を議会議論に反映させる手法の充実が必要である。また、議会における政策形成の充実のため、議案に限定されることなく、自らの発意に係る事案についても、多様な意思や見解を議会議論に反映させることが必要である。 このような機関の設置にあたっては、附属機関という名称に拘るものではないが、条例を以て設置することが適当である。 具体的には、議会が議員報酬の見直しを行うにあたり、首長からの提案を待つことなく、自ら、多様な意思や見解を反映させる場を持つことを可能とするものである。	岐阜県	多治見市	総務省
1029120	自治体首長及び議員の立候補 制限の解除	地方自治体の首長及び議員に関し、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中であっても、立候補することができることとする。	地方自治体の首長及び議員に関し、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中であっても、立候補することができることとする。 統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から県、県から市町村への立候補が容易になり、地方自治の活性化に繋がる。また、任期満了まで在職することが可能となるため、不在となる期間がなくなり、現職についての責任が果たされることとなる。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、自治体首長及び議員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなっている。 このため、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から県、県から市町村への立候補が容易ではなく、また、現職に任期満了まで在職することができないこととなっている。 特に、首長にあっては、その被選挙権において、住所が要件とされていないことから、本来、流動性が高いものであり、トップマネジメントの強化にもかんがみ、他の公職への立候補が容易であることが望ましい。また、現職が任期満了まで在職することになり、現職についての責任が果たされるとともに、不在による事務執行上の不安定性が回避される。	岐阜県	多治見市	総務省
1029130	地方公務員と地方議会議員との 兼職	地方公務員に関し、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を可能とする。	地方公務員に関し、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を可能とする。このことにより、市民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保し、地方議会の活性化に繋げる。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、単純な労務に雇用される職員以外の地方公務員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することとなっている。 一方、第28次地方制度調査会の答申において「地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題」とされているところ。 地方公務員法第36条では、政治的行為を制限しているものの、当該職員の属する地方公共団体の区域外においては、一部の行為を可能としているところ。 地方公務員について、法により一律に公職への立候補を制限する必要性は、職員の政治的中立性の保障であり、地方公務員法第36条の規定と、その趣旨を同じくし、当該職員の属する地方公共団体の区域外に及ぶものではない。 このため、地方公務員に関し、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員との兼職を認めることとするものである。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1029140	手数料に関する利用料金制類似制度の創設	手数料について利用料金制に類似した制度を創設することにより、適当と認められる場合にあっては、条例で定めよう。官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、受託者が取扱う業務に係る手数料を受託者の収入とすることができることとする。また、手数料の金額は、原則として条例で定めることとしつつ、条例で積算方法や上下限等を定め、届出や協議を経て受託者が変更できることとする。	適当と認められる手数料について、官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、利用料金制に類似した制度を適用する。政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められ、政令で定める金額を標準とすることとされている手数料については、制度の対象外とすることも可能だが、条例において対象としない、又は政令で定める金額の手数料を標準とすることを条例で定めることにより対応することも可能である。具体的なケースとしては、窓口業務を包括的に委ねた場合における諸証明手数料や福祉分野などにおける役務の提供に係る手数料などへの適用が考えられる。	利用料金制には、次のメリットがあるところ。利用料金が受託者の収入となるため、サービスの向上による収入増が期待でき、民間ノウハウを引き出すインセンティブとなる。利用料金を受託者が設定することができ、料金の変更(値上げ、値下げ)が柔軟に行える(設定にあたっては、自治体の承認等が必要であり、公共サービスとしての適正さは担保される)。これらの効果は、公の業務の民間開放全般に期待できることであり、制度の拡充が望ましい。また、この制度の拡充により、官民競争入札等への民間の参入意欲が高まることも期待できる。一方、利用料金制が採用できないことにより、官民競争入札に当たり、官はサービスの向上による収入増が期待できるが、民には期待できない、また、官のみが料金の変更の変更権限を独占的に保有するなど、競争における官民の非対称性が一律に存在することとなっている。	岐阜県	多治見市	総務省 内閣府
1029150	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区	地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合でも、公共サービス改革法の手続きに則った場合は、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を適用することを可能とする。	地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数ある。地方自治法第14条第3項による量刑と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑は異なっているため、事業者の安定的な公務執行の担保が十分でなく、地方における民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定を適用したい事業については、公共サービス改革法に沿った入札手続をとることを条件として、適用可能とできるよう求める。	地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業についても、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合とでは、適用される量刑が異なってくる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市民にとっても不安であり分かりづらい。より一層の民間参入促進と同時に、事業者の安定的な公務執行を確保するため、公共サービス改革法に則った手続を採った場合に限り受託民間事業者に公共サービス改革法上のみなし公務員規定が適用されるよう、検討されたい。	岐阜県	多治見市	総務省 法務省 内閣府
1032040	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させる。又、地域観光事業にも資すると考える。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付地域産業振興用低利貸付町並み保存高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営)子育て支援(共稼ぎ夫婦の為に託児サービス、情報誌作成)環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進)都会と地方の交流生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行)	提案理由：鞆町に残る江戸時代からの伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。代替措置：そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となり、継続的な地方交付金に依存しない地域再生が実現可能と考える。	広島県	個人	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1034010	公共業務用無線局の開設の根本基準の条件緩和	公共業務用無線局の免許を取得して稼働している盛岡市のバスロケーションシステムで有料広告情報を流して当該システムの維持管理経費に充当し、市内のバス利用促進対策を充実させたい。しかし、現行法(電波法)では、放送業以外の業種に対して電波を活用した広告情報を流すことができないため、当該免許でも行なえるよう規制緩和を提案するもの。	盛岡市は慢性的な交通渋滞の緩和を目的に、マイカーからバスへの転換と市内公共交通の主体であるバスの運行充実を図るため、これまで国土交通省のオムニバスタウン指定を受け、施設整備等の事業を推進しているが、未だ道半ばの状態であり、今後も重点的に施策を展開する計画である。このため、(社)岩手県バス協会が国庫補助事業で整備したバスロケーションシステム(盛岡市周辺で稼働)を活用して有料の広告情報を流し、当該システムの維持管理費に充当することにより財務基盤を強化し、バス利用促進策の更なる充実・強化を図るものである。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受け、これまで(社)岩手県バス協会と連携してバス利用促進事業を実施してきた。また、本年度は「盛岡市総合交通計画」を策定中で、マイカーからバス等の公共交通への転換を明確にし、バス利用促進策を更に充実・強化させる予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、路線廃止などによるバス空白地帯の拡大が懸念されているため、財務基盤の脆弱な(社)岩手県バス協会が所有するバスロケーションシステムの維持管理費の負担軽減を目的に広告情報を流そうとするものであるが、現行法では公共業務用無線局の免許で広告情報を流すことができない。なお、対象地域は盛岡市周辺部で、対象者は(社)岩手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は当該システムの維持管理費に充当されることから、電波の公共性に反しない内容と考える。(別様あり)	岩手県	盛岡市	総務省
1035010	障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化	地方自治法施行令で定められている地方公共団体が随意契約を行うことができる範囲について、障害者支援施設等から役務提供を受ける場合も対象とする。	社会福祉団体や障害者支援施設等が行う事業で、その事業に従事する者が主として障害者であるものに係る役務の提供を地方公共団体が受ける場合、随意契約を可能とする。役務の内容については、公園の清掃業務等、単純労務でかつ反復する業務を想定している。(別紙有)	就労促進が大きなテーマの一つである障害者自立支援法が施行された中、障害者に対して「働く場」を創出する必要がある。役務提供が随意契約の対象とされていない現状では、事業規模拡大には限度があり、「働く場」の拡充は難しい。障害者福祉の増進という政策目的の観点から見れば、物品購入と役務提供の両者は共に目的になじむものであり、役務提供のみ随意契約の対象でないことは不適切と考えられる。また、第9次提案の省庁回答「知的障害者授産施設等がどのような役務提供を行うのか法令上明らかでなく、施設の所管省庁により役務提供が施設の目的として明確に位置づけられるならば検討の余地がある」については、骨太の方針で、努力する意欲はあるが障害等のために困難な状況に直面している人の「再チャレンジ」支援を図るとされており、この観点から、国策として各省庁が一体的に法令上の問題点等の課題を解決し、本提案を実現頂きたい。(別添有)	岐阜県	岐阜市	総務省 厚生労働省
1035020	専任水防団活動の公務範囲の明確化	消防団(消水兼任消防団)の公務範囲として定められている、風水害時等の自然災害における住民の避難誘導や、イベント等における警戒など地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務について、専任水防団の公務ともみなされるよう「専任水防団の公務範囲の明確化」を図る。	消防団(消水兼任消防団)は、消防組織法第1条などで広範囲の活動が認められており、水害等の予防活動を行った場合、消防団は公務となるが、専任水防団員については明確な規定がなく、不明確である。消防力の整備指針第38条第1項(平成12年1月消防庁告示)のように明確化されていないため、消防団と同様な公務災害が補償されず、またその審査に時間を要している。同じ公務を遂行しながら消防団と専任水防団では、明確な基準があるかないかにおいて公務災害における補償の格差が生じることとなる。この格差を是正することにより専任水防団が安心して地域水防活動に参加でき、十分な使命を果たすことができる。	専任水防団員は、水防活動の一環として地域活動への協力などを通し地域との連携を図りながら、消防団(消水兼任消防団)と共に活動している。しかし、同じ非常勤公務員で、同じ公務を遂行しながら、消防団は、公務であることが明確化されているが、専任水防団員は、不明確であるため、不安の中で活動を行っている。岐阜市水防団員(1624人)においては、この不安を解消することが最優先課題であり、今年度8月の中部地方整備局の要望時においても大きな問題となった。公務災害における補償等の格差が生じないようにするため、専任水防団員の活動範囲を明確化され、安心して地域活動に参加することにより、地域の総合防災力を高めることができる。なお、第5次特区提案の最終回答において、「水防団活動の活動範囲を明確化するための基準等を平成17年度中の策定に向けて検討を行う。」との回答をいただいている。	岐阜県	岐阜市	総務省 国土交通省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1037010	・ 守秘義務規定の適用解除	同一の債権者(市長)が同一の債務者(滞納者)に対し、同一の法律(国税徴収法)に基づき同一の行為(債権回収:財産調査や滞納処分等)を行う場合には、守秘義務の解除を行う。	市財政にとって大きな圧迫要因となっている市税や国民健康保険料等の収入未済額を大幅に縮減するとともに市民負担の公平性を確保するために、積極的な徴収強化を推進する。 具体的には、国民健康保険料、介護保険料及び保育料(自力執行権を有する市債権)を徴収する部門と税部門を統合し、税務調査等で各部門が取得した情報を相互活用することにより、効率的な滞納整理を実施する。滞納者の一元管理(情報の共有化)により、よりの確な納付交渉が可能となるため、徴収率の向上を図るとともに、事務負担の軽減による職員数の減少(行革効果)も期待できる。	提案理由: 市債権の回収に関する調査事務により入手した情報(秘密事項)については、所管する事務以外の業務では活用できないため、各担当部局において同一の滞納者に対する調査を重複して行うとともに、それぞれ納付催告を行っている。また、差押財産(預金等)に残余がある場合でも、他の市債権への充当ができないため、滞納者に返還せざるをえない。これらの弊害を解消するためには、守秘義務規定の解除が必要であり、当該規制緩和は、調査を受ける側の金融機関等の事務負担の軽減や国民健康保険の「税」から「料」への移行の促進にも資するものと考えられる。 代替措置: 今回の規制緩和を実施しても、対象は必要最小限の滞納者情報であり、その効果は自治体の枠内で完結するものであることから、守秘義務の趣旨を損なうものではないと考えている。	福岡県	北九州市	総務省
1037050	非常事態において重要回線が使用できる民間避難所の範囲拡大	現行法で規定されている非常事態下で優先的に通信できる電話回線の敷設可能な施設について、一定の要件を満たしている場合には、当該施設での使用を可能とする。	大規模災害時における避難所の通信機能の確保し、円滑な避難所運営を目指す。 具体的には、市は災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、その中で、予定避難所を指定している。 福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、大規模避難所の設置について、当該計画の中で、13施設を位置づけることを予定している。そのうち、法により災害時優先電話回線が認められていない民間施設1か所(JRA 小倉競馬場)について、使用を可能とすることで、大規模災害時における多様な通信機能を確保し、多量の避難者への対応の円滑化を図れる。	提案理由: 西日本電信電話株式会社では、災害時等非常事態において、通信を優先的に取扱う電話回線は、電気通信事業法により規定された施設に限られるとしている。 今回、本市では、大規模災害時に多量の避難者を収容するため、大規模避難所に市内の13施設を指定する予定であるが、うち12の施設は、同法では災害時優先電話の使用が可能となる。 13施設はいずれも災害時に避難所としての同様の機能を担い、公共の利益の用に供する施設であることから、通信手段である災害時優先電話の使用も同様に可能とされたい。 代替措置: 市の付属機関である北九州市防災会議において、大規模避難所として地域防災計画で規定することが認められた場合、その施設の公共性が担保されると考える。	福岡県	北九州市	総務省
1043010	投票所入場整理券の交付時期の緩和	公職選挙法施行令第31条第1項に規定される、投票所入場整理券の交付時期を市の裁量により、早くすることができるようにする。	投票所入場整理券を早期に交付することにより、選挙期日などを周知するとともに投票しやすい環境をつくり、投票率の向上をめざす。	公職選挙法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令に基づき、投票所入場整理券の交付は、公示又は告示日以前にできない。しかしながら、人口の多い当市の郵便による方法では、郵送完了までに一定期間を要し、あらかじめ選挙期日や期日前投票などに関する内容をひろく周知することは困難であり、特に選挙期間が短い市選挙では、その影響は大きく、投票しやすい環境の阻害要因となっている。ただし、事前に無投票が想定されるような選挙では、選挙の確定を待って交付すべき場合もある。したがって、有権者の利便性や影響などを総合的に勘案し慎重に交付の時期を定め、交付の時期を公示又は告示日以後と画一的にすることなく、市の裁量によることができるようにすべきと考える。なお、選挙時登録者は、当該法律施行令に規定されているとおり公示又は告示日以後すみやかに交付すべきもので、市の裁量により交付の時期を定めることは望ましいことではない。	埼玉県	川口市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1045010	公民館事務に関する権限の移譲	教育委員会が担当する社会教育分野、特に公民館の整備・管理事務について、地方公共団体の判断により首長が担当できるようにする。	・公民館の整備・管理権限を教育委員会から首長へ移譲し、住民の多様な活動拠点として活用する。 現行制度上、教育委員会が担当することとされている社会教育に関する事務については、地方自治法180条の7によれば、教育委員会から普通地方公共団体の長への委任はできず、首長の補助機関たる職員等への事務委任に留まっている。社会教育に関する事務、特に公民館の整備・管理事務に関して、予算編成権や条例制定権を有する首長の明確な責任と判断で行えるようになることで、多様な住民ニーズに的確・迅速に対応できるようになり、より効果的・効率的な公民館運営が可能となる。	社会教育に対する住民ニーズは時代の変化とともに多様化してきている。現在、住民から公民館に対して教育委員会と市長部局の両方に関連する要望があり、迅速かつ効率的な対応が困難となっている。これらを解消し、住民サービスを向上させるためには、住民の代表である首長のもとに公民館を一元化させることが必要である。 また「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)においても「教育委員会制度については、十分な機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める(略)」とされている。 以上のことから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。	香川県	善通寺市	総務省 文部科学省
1052020	総合評価競争入札における自治法施行令第167条10の2第4項に規定する学識経験を有する者への意見聴取の緩和	総合評価競争入札を行う場合は、総合評価競争入札を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときのそれぞれの段階で学識経験者の意見聴取することが定められているが、鳥取県が行う簡便型総合評価入札については、落札者を決定しようとするときの学識経験者の意見聴取を省略する。	鳥取県が簡便型総合評価競争入札により発注する工事においては、落札者を決定しようとするときの学識経験者の意見聴取を省略することにより、学識経験者に無用な手間を省き速やかに落札決定を行うことで事務の効率化及び公共工事の早期発注を図る。	提案理由： 学識経験者の意見聴取を定めているのは、総合評価入札を行うこと又は落札決定を行う基準の妥当性、行政の恣意的な落札者決定の防止等手続の客観性を確保し、担保するためのものと考えられる。 鳥取県が独自に考案した簡便型総合評価競争入札は、各入札参加者の応札額及び工事成績等を、学識経験者にあらかじめ了承された基準に基づき計算し、落札者を決定するものであり、行政の恣意的な運用により上記手続に係る客観性の確保を阻害する余地はないと考えるため、特区の提案を行いたい。	鳥取県	鳥取県	総務省
1061010	自動化コンテナターミナル荷役機械への給油制限の緩和	消防法、危険物の規制に関する政令による、タンクローリから荷役機械へ直接給油できる取扱量について、コンテナターミナル施設では、制限を緩和する。	コンテナターミナルのサービス向上と運営コストの削減を図ることにより、国際競争力を持つコンテナターミナルを目指す。 軽油のタンクローリから荷役機械への給油は、消防法等により、1事業所1日指定数量(軽油の場合1000L)以上は禁止されているが、ターミナルの敷地は22haと広く、荷役機械の走行区域は限定されていることから、タンクローリから荷役機械へ給油できる量を、各走行区域1レーンあたり1日指定数量以上に緩和する。 これにより、給油作業によるターミナル全停止時間が無くなること、作業工数の削減が可能になることから、サービス向上とコストの削減につながる。	弊社は、スーパー中樞港湾名古屋港のモデルパスとして認定を受け、364日24時間オープン、物流における港湾コスト3割削減等の課題に、IT・自動荷役システムを導入し、アジア主要港並みのサービスと利用料金を目標として、港湾の国際競争に挑んでいる。 その中で、荷役機械(RTG)への給油について、指定数量1000L以上/日を超える量は、有人運転によりターミナル内の給油所まで回送し給油を行っている。そして、この給油作業の間は、車両衝突事故防止のため荷役作業を全面的に中止する。これが、コンテナ受渡し時間の制限と、コンテナ船の停泊時間の増加となり、国際競争力の一つの妨げとなっている。 そのため、ターミナルの荷役作業停止が、部分的かつ最小限で済むよう、タンクローリからRTGへの直接給油できる量の区域単位を1事業所から1走行区域への緩和を提案する。 (別紙提案理由書あり)	愛知県	飛鳥コンテナ埠頭株式会社	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1062010	BIDの法的根拠と権限付与	・北谷町(以下町)フィッシャリーナ事業地内公共施設の整備・維持管理業務を、町に代わって一部代行するための住民組合法人(北谷町フィッシャリーナBID、以下BID)を立ち上げるための法的根拠を付与する。 ・BIDがエリア内において付加的な公共サービス・整備するための負担金を、北谷町が地方税と併せて、当該住民等から徴収することができるものとする。	・BIDは土地オーナー、テナントから構成される。 ・BIDのエリア内の住民、地権者の大多数が行政サービスに加えて、付加的な公共サービスが必要(例えば、道路の清掃について、行政によるものに加えて、日常的に実施し、清潔を保ちたい、など)として、当該事業に係る協定を結んだ場合には、必要な負担金を町が地方税と併せて当該住民等から徴収することができるものとする。 ・オーナーは共有施設の整備費を負担。維持管理費はオーナー・テナント双方が負担する。 ・負担金の用途の大枠はBID及び北谷町との協定で定められるが、詳細については街づくり協議会で随時決定し、BIDが実行する。	・町の整備・維持管理業務をBIDが一部代行することにより、自立循環的な街づくりを目指す。 ・フィッシャリーナ事業地を基点に将来的には隣接する既存商業エリアにも範囲を広げたい。 ・基本的な公共設備は町で整備するが、街の魅力や安全性を高めるための付加設備は受益者である地権者組織に整備、維持管理をさせたい(地権者には町も含まれる)。純然たる公共施設の設置、維持管理を前提とした指定管理者及びPFIの枠組みでは難しい。また、指定管理者及びPFIでは起案から実施までに時間がかかり、来街者のニーズに即時対応することが難しい。	沖縄県	北谷町、 ユーデック 株式会社	総務省
1064010	行政財産の使用許可及び使用料に関する規制緩和	「行政財産への広告掲出」を、私法上の契約のみで実施できるようにする。	駅自由通路等の行政財産を活用しながら地域企業の情報発信の場を広く提供することにより、地域経済の活性化を図る。 具体的には、「行政財産への広告掲出」を私法上の契約のみで実施できるようにし、広く募集する中で(地域企業を中心に)公の場にふさわしい広告を選定しながら実施できるようにするものとする。 現行法上では、「申請のあった者に対する許可処分」として実施することになるが、より広く公募することにより、公の場の掲出にふさわしく地域経済の活性化につながる企業情報を、広く収集・発信することが可能となる。	提案理由 地域経済の活性化を図るため、行政財産の有効活用を図れるようにする。 代替措置 審査機関を組織するとともに基準を設けて運用することにより、行政財産の適正な使用及び掲載する広告の適正さを確保することができる。契約にも、一方的に削除や訂正を求めることができることなどを明記することなどにより、適切に運用できるよう万全を期す。	埼玉県	熊谷市	総務省
1065010	短期民泊営業における旅館業法並びに消防法の規制緩和	短期間の民泊営業について、旅館業法施行令に定める構造設備基準と、消防法に定める消防設備条件の適用を除外する。	毎年8月第四土曜日に行われる「全国花火競技大会」のみならず地域内花火大会開催時に、市内一般民家において短期間(2日～1週間)、客一人当たり1泊5千円程度の宿泊料金による民泊営業を実施推進させ以下の効果を得たい。 1. 花火大会会場への観客流入流出時間の分散化による交通渋滞の緩和。 2. 観客の地域滞在時間の増加による経済効果増。 3. 民泊の宿泊費収入による経済効果増。 4. 大会運営への一般市民参加促進による街の活性化。	大仙市は花火大会を含め、年間を通じ全国有数の花火打ち上げを行っている。特に全国花火競技大会(大曲の花火)は通算80回を数え、一晩に70万人を集める大会となったが、交通渋滞、宿泊施設の不足により地元への経済効果は留まっている。また、花火大会時以外の時の宿泊需要は少なく新たなホテル、旅館等の進出は望めない。観客の多くは市内以外に宿泊地を求め、大会前後には交通渋滞が発生している。また、大仙市にとっても観客が当地に宿泊せず、他地域に移動してしまうので十分な経済効果を得るに至っていない。そこで、市内一般民家において短期有料の民泊を実施し、問題を解決し経済効果を得たいが、旅館業法の規制を受けると想定される。旅館業法施行令に定める構造設備基準の適用を除外し、農家民泊特区における消防法の消防設備要件省略と同様に、簡便な申請により短期一般民家宿泊を実現させたい。	秋田県	花火ときめ きチーム	総務省 厚生労働省
1065030	火薬類取締法における第25条(消費)事項の規制緩和	火薬類取締法における消費は都道府県知事の許可をむねとしているが、許可権限の数量規制を特区内のみ緩和していただきたい。	消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	秋田県	花火ときめ きチーム	総務省 経済産業省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1066010	原動機付自転車等の課税標識の 様式緩和 (松山選択希望制ナンバープレート特区)	通達により規定されている原動機自転車等の課税標識(以下、「ナンバープレート」という。)について、緩和により市独自のナンバープレートの交付を可能とする。	ナンバープレートの様式を緩和し、観光・地域振興等に活用する。 具体的には、 ・上段に市名のほか、「地域名及び図」を表示し、「市」は表示しない。(仮称)「道後・松山」 ・上段部分の下地へ規定色以外の色を塗布し、安全運転の向上に向けたアピールを併せて行う。 ・上位のケタ数字が有効数字でない場合は、「・」に代わり「0」を表示する。 本特例措置の実施は、共同提案事業者と協力して行うことで、松山市総合計画の「物語のある観光日本一のまちづくり」で目指している観光客数の増加に向けた取組みを推し進める。	「道後」は、松山市の観光拠点で、「『坂の上の雲』のまち再生計画」の中心地域の一つであるにもかかわらず、アンケート調査によると「道後温泉は松山市にある」という認知度は低い。 そこで観光・地域振興をさらに押し進めるため、緩和されたナンバープレートに(仮称)「道後・松山」と表示し、「道後(温泉)は松山市にある」という事実をはじめ、地域の活性化に向け共同提案事業者と協業していく。 (措置の具体的効果) ・松山市の啓発 「道後・松山」を表示した原動機付自転車が動く広告塔となる。 ・地域への想い 松山市民をはじめ、全国各地の松山市出身者に対し、松山市への思いを醸成させるメッセージを共同提案事業者と共に発信できる。 ・安全運転の向上 注目されることにより運転マナーの向上に寄与する。	愛媛県	松山市、愛媛県二輪自動車共同組合、中予地区自転車販売店協会	総務省 経済産業省
1066020	原動機付自転車等の課税標識の 選択制 (松山選択希望制ナンバープレート特区)	現行のナンバープレートに加え、で提案しているナンバープレートを準備し、選択による交付を可能とする。	の提案と併せ観光・地域振興を図るため、ナンバープレートの選択制を導入する。 さらに緩和されたナンバープレートには希望ナンバー制を導入する。 具体的には、 ・交付申請者は緩和されたナンバープレートと既定のナンバープレートの選択を可能とする。	既定のナンバープレートとの選択制とする弾力的な運用を行うことで、特例措置の円滑な実施を図る。 (措置の具体的効果) ・導入効果による振興策 共同提案事業者の民間活力を活用し、導入効果や措置の周知拡大を行うことで、観光・地域振興を図る。	愛媛県	松山市、愛媛県二輪自動車共同組合、中予地区自転車販売店協会	総務省
1067010	原動機付自転車等の課税標識 交付時の手数料徴収 (松山選択希望制ナンバープレート特区)	松山選択希望制ナンバープレート特区で提案している緩和されたナンバープレートを新たに交付する場合に発生する手数料について、徴収を可能とする。	・緩和されたナンバープレートを選択した場合は、新規の申請であっても特定の個人のための事務に該当することから、手数料の徴収が必要となる。 ・希望ナンバー制を選択した場合も同様の理由から、手数料の徴収が必要となる。 なお、既定のナンバープレートについては希望ナンバー制を導入せず、従前の取扱いとする。	観光・地域振興をさらに推し進めるため、ナンバープレートの選択制や希望性を活用する。 (措置の具体的効果) 及び を併せて実施することにより、地域再生計画における交流人口拡大の施策や、松山市総合計画の「物語のある観光日本一のまちづくり」で目指している観光客数の増加に向けたさらなる取組みを可能とする。その際、緩和されたナンバープレートを選択した場合等に生じるとされる手数料の扱いについて、明確にする必要がある。	愛媛県	松山市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1070010	市町村の行う救急業務の救急 隊の編成の緩和について	救急業務を行う救急隊員は、消防法施行令第44条第3項において消防職員と規定されている。また一方で、緊急度の高い傷病者の搬送について消防機関以外の者が行うことについて禁止する規定はない。退職後の消防職員は、吏員としての資格を失うが、技術・知識は何も変わることがなく、応急処置に対する支障はない。また看護師についても救急講習を受けた消防吏員と同等以上の資格を有している。従って、消防吏員でなくとも同等の応急処置ができることから一定の資格を有した乗務員を含む嘱託職員による救急隊員の編成について可能とする。	消防機関及び二次医療機関から遠く搬送時間のかかるへき地を対象とした地域限定の事業で、地域内にある地元医療機関及びドクターヘリポート、また消防署の救急自動車の乗り継ぎまでの間、緊急を要する傷病者等を搬送する救急業務である。まず、地元医療機関を経由し、医師の判断により消防機関との連携、若しくはドクターヘリの要請等を行う。隊員は消防職員OB又は看護師等の嘱託職員3人で編成し24時間体制で救急搬送業務にあたる。3名編成の内2名が出勤し、1名が連絡員となる。また指揮命令系統の徹底、訓練を重ねることで、嘱託職員の救急隊員でも円滑な活動を行うことができ、支障なく救急業務にあたることができるものとする。	当該地区は、人口3千人に満たない、救急件数も3日に1回程度と少ない地域である。消防力の整備指針によれば、救急車の配置はおおむね人口3万人に1台となっているが、こうした地域においても住民の安心・安全の確保は行政の責務であるが、消防機関による救急体制を置くことは財政的に非常に大きな負担となっている。住民サービスを低下させることなく救急業務を行うために、消防法によらない体制での事業を行うことができれば、経費節減が図られ、救急要請の発生頻度に即した救急隊の配置及び本署機能の強化にもつながり、より少ない経費で最大の効果を上げることが期待できる。消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項の一に規定する救急業務に関する講習を受けた職員であり、看護師においても同等以上の資格を有している。(退職することによりその資格を失うと言うことは不合理であり、公費の無駄ともいえる。)	大分県	日田市	総務省
1070020	緊急自動車の指定要件の緩和	消防機関以外の自治体の行う緊急を要する傷病者の搬送業務において使用する車両を緊急自動車として指定し、業務に利用可能とする。	道路交通法施行令第13条第1号の2では、市町村が傷病者の緊急搬送のために使用する緊急用自動車となっている。一方、消防機関が行う救急業務は、高度な専門知識や技術が要求されていることから、消防法で一定の資格を有する消防吏員による救急隊員3人で当ることとされている。 今回の提案は、消防法に規定する救急隊員と同等以上の資格を有する消防職員OB又は看護師を含む3人体制による緊急患者搬送業務で使用する車両である。また対象地域を限定した事業であり、走行範囲が限定され、緊急走行の付与による交通の安全と円滑を阻害する要因とはならない。	今回の事業の実施対象地域は、救急車両でも市内中心部より約40～50km、約1時間余りかかる山間地域で、道路環境も悪く、比較的交通量は少ないものの、大型トラック等走行の際にはさらに時間を要し、救急業務は容易ではない。こうした地域からの搬送時間を短縮させるために、消防機関による出張所に替わる、市独自で行う緊急を要する傷病者等の搬送事業所を対象地区の中心部におき、24時間体制で住民の要請に基づき救急搬送車両を運行する計画である。過去、搬送時間を短縮するために住民自ら救急車を要請後、出合うところまで自家用車で患者を搬送したケースもあったが、高齢化によりそれも容易ではなくなっている。こうした事態をなくし、救命率の向上を目指すには、緊急走行は不可欠である。赤色回転灯及びサイレンを鳴らすことにより、周囲に緊急搬送中であることを促し、安全に患者を搬送することができる。	大分県	日田市	警察庁 総務省
1075010	博物館施設の独立法人化に向けた地方独立行政法人法に定める業務範囲の拡大	地方独立行政法人法に規定されている業務範囲に関し、「公共的な施設で政令で定めるもの」に新たに博物館施設を加えて地方独立行政法人の対象とすることにより、市民の財産である館藏品等の継続的かつ適正な維持・管理を実現するとともに、当該施設を核とした都市経営戦略の展開を通じて施設の有するポテンシャルを最大限発揮させ、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図る。	独立行政法人による博物館施設の設置及び管理運営によって資料の収集・保管や展示・活用、調査研究、教育普及などの基幹業務における継続性を確保する一方、博物館施設群として人材育成の受け皿となる組織を形成する。この結果招来される集客力や広告宣伝力の強化、企画展示力にも反映される専門性の向上、外部資金の導入やコスト削減などスケールメリットを活かした経済性の向上、ブランド形成、NPOや外部人材、大学等専門研究機関との連携強化など施設の集積効果を今後の都市経営の展開上の契機となし、市民が享受できるサービスの拡充はもとより、都市の創造性の向上や経済効果の拡大を図る。	提案理由： 本市は、天王寺動物園(大正3年)や市立美術館(昭和11年)をはじめ、別紙のとおり国内有数の博物館施設を整備してきた。今年度中の策定を目指している都市戦略上の拠点施設として、左記のような施策効果をねらってこれらの施設の強みを最大限に引き出して運営していくには、経営基盤の強化とともに、資料の保全、調査・研究、展覧会等の企画など基幹業務における継続性の確保と中長期的な視点をもった事業展開が不可欠である。しかし、期間を指定する指定管理者制度では継続性の確保は保証されず、反面、必ずしも地方公共団体が直接の事業実施主体(直営)である必要はないと考えられる。 こうした事業特性に鑑みれば地方独立行政法人による博物館施設の設置及び管理運営が有効と考えられるが、現行法令では当該施設は対象業務に含まれていないため、地方独立行政法人化が選択肢のひとつとなるよう制度的な保証を望むものである。	大阪府	大阪市	総務省 文部科学省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1079010	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の 為の情報公開に関する事項	情報公開制度上、情報公開法の適用が除外されているものに登記簿等と記載されているが、東京都練馬区内の政府未利用地を含む国有地等の情報公開を求める。	練馬区内に所在する未利用国有地(6件)の情報 一般には情報公開されていない未利用国有地及び 一軒家物納物件の情報 宿舎用地で今後利用形態が見直される予定の国有地 以上の3点について情報公開を求めたいが、登記簿等 については情報公開法の適用が除外されているため、 この部分の規制を緩和して頂きたい。これにより、国有 地等の情報が明らかになれば、区のまちづくりに有効 的に利用が図られ、虫食い状態の政府未使用地等未 利用地の解消にもなる。(別様資料:5)	練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等 未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰で も、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政 文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適 用が除外され、また、一部公開されている情報も競売等売却情報 が大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及 び未利用に係らず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に 基づく入手は困難である。そこで、まちづくりの核として利用を図 り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。	東京都	すずしろ環 境開発事業 協同組合	総務省 法務省 財務省
1080050	任期付短時間勤務職員の採用 要件の緩和	過疎地域での農業や介護等に従事しながら の勤務を希望する者、夜間のみ勤務を希 望する者など、働く者の多様なライフス タイルに対応した弾力的な雇用が可能とな るよう、任期付短時間勤務職員の採用につ いて、法定の要件以外に、条例で定める 場合における採用を可能とする。	条例で定める要件で任期付短時間勤務職員を採用す る。	現行法で定めている一定期間における業務量増加への対応など 公務の効率化等を図るための採用だけでなく、条例で定める場合 の採用を可能とすることにより、過疎地域での農業や介護等に従 事しながらの勤務を希望する者、夜間のみ勤務を希望する者な ど、働く者の多様なライフスタイルに対応した弾力的な雇用を可能 とする。	兵庫県	兵庫県	総務省
1080060	任期付短時間勤務職員の任期 撤廃	任期付短時間勤務職員に係る現行の任期 を撤廃し、3年又は5年を超えた任期を定 めて任用することを可能とする。	3年又は5年を超える任期を定めた任期付短時間勤務 職員を採用する。	3年又は5年を超える任期を定めた採用を可能とすることにより、 過疎地域での農業や介護等に従事しながらの勤務を希望する 者、夜間のみ勤務を希望する者など、働く者の多様なライフス タイルに対応した弾力的な雇用を可能とする。	兵庫県	兵庫県	総務省
1082010	公共サービス安心開放特区	草加市が条例で定める事業の受託事業者 及び指定管理者については、それぞれの契 約や協定に基づいて従事する業務の範囲 においてその執行を公務とみなし、また、 職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等 の罰則の適用について公務員とみなすもの とする。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管 理者については、それぞれの契約や協定に基づいて 従事する業務の範囲においてその執行を公務とみな し、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等 の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	本市では、業務委託や指定管理者を通じて多くの公共業務の担 い手を民間に開放しているが、現制度下では、これらの事業者と 市の関係は従前からの受託者と委託者の枠を超えるものではなく、 公共業務を担う協働のパートナーとしての責任分担が明確で はない。また市民にとって、公共業務に民間人が携わることは、中 立性や守秘義務に不安を伴いがちである。ところで、公共サービ ス改革法のみなし公務員規定は事業者への統制と保護という2つ の側面を有し、両者が相俟って公務の中立性・公正性や円滑確実 な業務運営を担保する。しかし同法に基づかない委託や指定管理 者には、この規定を適用できず、市条例で同様の規定を定めるこ とも困難と考える。そこで、市が条例により定める業務に従事す る民間事業者及び従業員については、従事する業務の範囲におい てその執行を公務とみなし、適正な業務の遂行と責任の明確化を 図りたい。	埼玉県	草加市	総務省 法務省 内閣府

04 総務省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1082030	税滞納者に対する納付請求権を徴収嘱託員に付与する	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権限を付与し「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤嘱託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為は、非常勤嘱託員が行うことは適切ではない」とされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする草加市においては、徴収嘱託員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。他方、例えば弁護士は、徴税吏員でないにもかかわらず、自治体からの委託を受けて税の「納付請求」を行うことが可能とされている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤嘱託員である徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とし、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	埼玉県	草加市	総務省 法務省
1089010	救急無線特区	実績のある救急医療機関と救急隊等との特定周波数での交信の免許の緩和。また、医療機関の無線局の設置基準および救急医療に従事する者の無線免許取得要件の緩和。	救急医療時や災害時などでは携帯電話による連絡では限界があるため、無線による交信が不可欠であるが、現状ではソフト面・ハード面双方で厳しい点がある。よって、救急医療に関係する者が無線を使用しやすくする環境を整備する事により、救命率の向上及び災害時における迅速な情報伝達の確保を目指すものである。	救急救命士が医師から指示をうけて行う特定行為(気管内挿管、薬剤投与、点滴等)があるが、当地域は熊本県の北部の福岡県および大分県の県境に位置し、山間部が多く携帯電話の不感地帯がかなりあり、心肺停止患者への特定行為の指示要請が出来ず、救命率の低下が危惧される。また、平成19年には実績のある救急医療機関の医師の車に赤色灯をつけてサイレンを鳴らすことを条件に緊急車両に指定することがほぼ決定したが、当院も自前の救急車で消防署の要請を受け現場に駆けつけた経験から、現場の場所や刻々と変化する状況を携帯電話で確認するのは困難であった。以上の点から救急隊と医療機関との交信は必要である。	熊本県	個人	総務省
1096010	給油取扱所での灯油用簡易タンクの設置認可	現政令で認可されていない給油取扱所における灯油用簡易タンクの設置認可	現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレード灯油(プレミアム灯油)の試験販売を実施している。一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一基しか埋設されておらず、灯油に関する地盤面上の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置も認められていないため、複数グレードの灯油をポリタンクによる容器詰め販売を余儀なくされているところ。今般、揮発油等の販売において認められている簡易タンクの設置が、給油取扱所における灯油の販売においても認められることで、複数グレードの灯油販売について本格導入の実現性が大幅に高まる。	現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、給油取扱所での揮発油、軽油に関する地盤面上の固定給油設備に接続する簡易タンクの設置は認可されているが、灯油に関する固定注油設備に接続する簡易タンクの設置は認可されていない。安全性の観点からすれば、灯油について容器詰め販売を認める一方で、簡易タンクによる販売が禁止されていることは矛盾がある。これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改造を必要とすることから、新燃料導入への取組みを阻害しているほか、容器リサイクル上も無駄を生じていると言わざるを得ない。	東京都	昭和シェル石油株式会社	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1096020	防火・準防火地域における給油取扱所での簡易タンクの設置認可	現政令で認可されていない防火・準防火地域の給油取扱所における灯油用簡易タンクの設置認可	現在、政府の新国家エネルギー戦略に基づいた石油燃料の多様化、また環境にやさしいクリーン燃料の導入を目指して、限られた地域において複数のグレード灯油(プレミアム灯油)の試験販売を実施している。一般の給油取扱所では、灯油の地下タンクが一基しか埋設されておらず、灯油に関する地盤面上の固定注油設備に接続する簡易タンクの設置も認められていないため、複数グレードの灯油をポリタンクによる容器詰め販売を余儀なくされているところ。今般、本製品の需要が多い、防火・準防火地域の給油取扱所において灯油用の簡易タンクの設置が認められることで、複数グレードの灯油販売について本格導入の実現性が大幅に高まる。	現在、危険物の規制に関する政令第17条においては、一般取扱所または少量危険物取扱所では認められている都市計画法の防火・準防火地域における地盤面上の固定給油設備または固定注油設備に接続する簡易タンクの設置について、給油取扱所においては認められていない。これらに比べて安全基準に劣るとは言いえない給油取扱所において簡易タンクの設置を禁止する当該規制は合理性を欠いている。これら規制により、給油取扱所における新燃料の導入は、地下タンクの埋設等の大幅な施設改造を必要とすることから、新燃料導入への取組みを阻害している。また、現在余儀なくされている複数グレード灯油の容器詰め販売は、容器リサイクル上も無駄を生じていると言わざるを得ない。	東京都	昭和シェル石油株式会社	総務省
1098030	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権の付与	公職選挙法第9条第2項の改正し、一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考ええる。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	広島県	三次市	総務省
1098040	満18歳以上の市民への地方選挙権の付与	公職選挙法第9条の改正し、満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。	18歳選挙権は世界の体勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要であり、満18歳以上の市民へ地方選挙権を付与することは、地方分権型の行政システムへの転換にも必要であると考ええる。本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	広島県	三次市	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1099010	公の施設の一元的な設置・管理の容認	学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。教育財産の管理を、市長が行えるようにすること。	市長部局や教育委員会の組織的な縦割りを超えて、市が設置する公の施設の整備や管理運営、教育財産の管理を、市長が一元的に行えるようにする。 現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営をしているため、一つの市の施設であっても、一体的な管理運営をすることが認められておらず、教育財産についても市長が管理できない状況である。このため、一つの市役所の中でも、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者を配置するなど、決して効率的な行財政運営に結びついていない状況にある。 本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な行財政運営につながるものである。	提案理由：本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができないか検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるうえ、教育行政サイドは、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できるので、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 代替措置：本市では、市民センター構想のもと、市長と教育委員会が、それぞれの独立性と自主性を相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っているため、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	岩手県	遠野市	総務省 文部科学省
1103010	地方公務員のサラリーゲット制(年俸制)	本市では、管理職職員(主にスタッフ職等の希望者)へのサラリーゲット(年俸)制の導入を検討しており、年俸については、基本給と業績給で決定することを想定しています。想定では、基本給は、最低基本給のみを給料表で定めるため、地方公務員法第25条第6項の給料表に関する規定の緩和が必要であり、また、業績給は、業績評価の結果で決定するため、年度により年俸の減額も想定されることになり、分限処分である降給を適用する必要が出てくるため、その要件を緩和する必要があるものです。	年俸による給料表を作成します。年俸は、基本給に業績給を加えたものとし、業績給については、業績評価制度の結果を反映するものとします。また、前年度の年俸より減額されることも想定されるため、地方公務員法第27条第2項に基づく分限処分である降給について、新たに条例で定めるものとします。給料の支払いについては、年俸を12で除し、毎月の給料日に支給するものとします。	年功によらず、評価期間における組織及び職としての事業目標を設定し、その目標の達成度を成果として評価することにより、給与面からの意識改革を行い、チャレンジングな組織へと脱皮することを目指しています。今回の提案は、管理職職員へのサラリーゲット制(年俸制)の導入を検討するに当たり、地方公務員法に基づく給料表の規定及び分限処分(降給)の適用緩和を求めるものです。給料表については、最低基本給のみを規定し、業績により給料額を変動するものとなるため、実際に支給される給料額が給料表に明示されていないこととなります。また、地方公務員法における分限処分は、職員の職責を十分に果たすことができない場合としており、その場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として分限処分を行うことが認められています。この趣旨には、いわゆる業績評価による処分は想定していないものと考えます。	神奈川県	逗子市	総務省
1103040	機構改革の市長専決	自治体の内部組織の機構改革を首長専決に委ねるもの。	地方自治法第158条によると、自治体の内部組織の設置及び事務分掌は条例事項とされ、議会の承認を得るものとされているが、首長の専決事項とするもの。	自治体の内部組織は、行政組織の執行体制の問題であるため、本来首長の権限に属するものであり、首長の専決事項とすべきと考える。	神奈川県	逗子市	総務省
1109090	新潟市万代島地区における行政財産の貸与	現行法にて規定されている行政財産の貸与について、左記地区において中心市街地活性化の面から民間への貸付を可能にする。	万代島地区周辺にて県の管理する低利用地(朱鷺メッセ駐車場一部)の民間への貸付、及び新潟市魚市場移転後の跡地の民間への貸付を実行する。 具体的には、この地域に民間によるフィッシャーマンズワーフ(海産物直販所)、商業施設、小型船舶の発着場を新設し、将来的に、商業施設、及び新潟西港(旧新潟港)の由緒ある歴史を踏まえた地域の特性を活かした文化施設を集積させる事により、国内はもとより環日本海沿岸諸国に向けた新潟県、新潟市の観光業の中心とする。	提案理由： 万代島地区では、2003年に新潟県が主導となり県内初のコンベンション施設として朱鷺メッセが開業し、オープン当初はそれなりの動員があったが、現在、特に平日の動員は閑散としており、当地区が観光資源として十分に活かされておらず、中心市街地活性化の面からも早急な対策が必要である。 朱鷺メッセ周辺を観光エリアにすべく民間開発にて補うにも、新潟市魚市場(新潟市所有)、朱鷺メッセ駐車場(新潟県所有)一帯があり、また信濃川沿いにて万代地区の商業集積地との連携を採るうにも小規模な工場が乱立しており、現時点以上の開発ができないのが現状である。 代替措置： 当提案実行後、増加するであろう朱鷺メッセ利用者のための駐車場台数を確保するために、現状、平場駐車場となっている箇所を自走式簡易立体駐車場にする。	東京都、新潟県	株式会社 国際総合計画、社団法人 日本ニュービジネス協議会 連合会	総務省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1109100	障害者を多数雇用する企業との優先契約	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。	障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省
1109110	コミュニティFM放送局の出力緩和	一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極力小電波出力しか認可されない。大地震(例 中越地震)の際、被災者が一番助かったのはラジオ放送、とりわけ地域社会に密着し細かな情報を提供しているコミュニティFMである。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされており、町村合併の進んだ現在では、同一市内を網羅できないケースもあり、また、地形によつては電波の届きにくいところがあり、格差が生じている。	コミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める	災害に強いコミュニティを目指すのは国是であり、コミュニティFM強化が望まれる。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省
1109170	地域通貨による地産地消の促進	地域通貨による経済の地域内循環性を高めるためには、企業等にとって地方税の納付ができることなどが誘引効果が高いが、地方税により納付に使用できる証券は制限されており、地域通貨は利用することができない。また、ITを用いた地域住民にすべからく利用しやすい安価なシステムを求める場合、個人認証によりセンターサーバー型で管理する方式が有利となるが、住民基本台帳法により、その利用が制限されている。	地域農産物、地域で発生するリサイクル資源などを、地域で消費・製品化する決済手段に、地方税の納付に使用できる地域通貨を利用することを可能とする。固定資産税、住民税等について、地産地消の決済手段としての地域通貨による納付を認める。地域通貨の電子媒体による管理者に住民票コードの利用を認める。	地域通貨を介した経済的な地域循環手段が確保されることにより、地産地消が促進され、地域内への再投資が盛んになり、地域経済の活性化・自立した地域の発展につながる。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省
1109220	創業促進特区	地域における新技術採用品の当該地域内「官庁の試験調達の促進(試験調達制度)」及び同採択手続きの合理化	新技術内容を採用側で審査して欲しい。また、試験調達なので、実証実験のつもりで指導願いたい。	「試験地用達」制度において、過去の採用実績を記載させるのは制度的に矛盾している。政策的判断で例えば創業5年以内の企業から優先調達(随意契約)することによって、地域産業の興隆を図ることができる。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省

04 総務省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1113010	国外の地方公共団体等との防 災気象情報共有体制の構築 (国際防災協力特区)	地域防災計画に、国外の地方公共団体等 からの防災気象情報を収集することを規定 し、充実した防災体制を構築する。また、国 外の地方公共団体等からの情報収集を円 滑に進めるため、与那国町で収集した防災 気象情報を伝達することを併せて規定す る。	姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災 当局等の間で国際防災協力に関する取り決めに締結 し、東シナ海で発生する可能性がある地震や津波その 他の大規模災害に対処するため、地域住民のための 防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、 花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報提供 を受けるとともに、当町から花蓮市に提供する。また、 災害対策基本法に基づいた電気通信事業法等の通信 網をこの場合でも優先的に活用できるようにする。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近 隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたら した。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れてい るが、台湾とは1111kmの距離にある。このため、国内での確実か つ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力 体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災 体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国 島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等 との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確 保等に大きく寄与することが期待できる。	沖縄県	与那国町	総務省 内閣府
1114010	社会教育、文化財保護に関す る権限の区長への移管	「地方自治法」第180条の8(学校に関する ことを除く。)並びに「地方教育行政の組織 及び運営に関する法律」第23条第1号、第 2号、第3号、第10号、第12号及び第14号 (学校に関することを除く。)並びに「文化財 保護法」、「社会教育法」及び「図書館法」 中、教育委員会に関する規定を千代田区教 育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、以下の権限を区長に 移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関す る施策をより一層推進する。 社会教育 文化財保護 上記 と に関連する施設の設置、管理及び廃止、 教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛 生	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政 運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部 局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高 齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組ん でいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているた め、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものである ため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適 切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。	東京都	千代田区	総務省 文部科学省